

改正水質汚濁防止法の施行後 5 年経過における検証について

環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室

1. 経緯

平成 23 年 6 月に「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、平成 24 年 6 月から施行された（一部平成 27 年 6 月施行）。

この改正は、工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が継続して確認されていたことを受け、地下水汚染の未然防止を図るため、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設構造等に関する基準を定め、当該基準に適合しない場合の命令規定を設けるとともに、構造等についての定期点検に関する必要な措置を講ずるための規定を整備したものである。

改正法では、その附則において、「施行後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされていることから、施行の状況について検証を行った。

2. 改正事項及び施行状況

(1) 有害物質使用特定施設等の届出義務の拡大

ア 改正事項（水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）第 5 条第 3 項）

工場・事業場からの有害物質の漏洩は、排出水等の有無に関わらず有害物質を使用又は貯蔵する施設において事例が見られたことから、すでに水濁法に規定されていた公共用水域に水を排出する有害物質使用特定施設に加え、公共用水域への水の排出や汚水等の地下浸透を行わない有害物質使用特定施設及び有害物質を貯蔵する指定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置者に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出が義務付けられた。

イ 施行状況

「水質汚濁防止法等の施行状況調査^{※1}」（平成 24～28 年度実績）により有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」という。）を設置する事業場数について調査した結果は表 1 のとおりであった。

表 1 有害物質使用特定施設等を設置する事業場数

年度 (平成)	有害物質使用特定施設を設置する事業場数 ^{※2}		有害物質貯蔵指定施設のみを設置する事業場数	水濁法第 12 条の 4 の対象事業場数	水濁法第 12 条の 4 の対象事業場への立入件数
		水濁法第 5 条第 3 項に基づく有害物質使用特定事業場(内数)			
【参考】 23	14,061	-	-	-	-
24	19,193	4,355	600	19,793	8,754
25	19,817	4,560	398	20,215	7,926
26	19,282	4,269	453	19,735	8,550
27	18,902	4,118	432	19,334	8,158
28	18,612	3,967	422	19,034	7,886

^{※2} 有害物質使用特定施設を設置する事業場数は、有害物質貯蔵指定施設を併設する事業場を含む。

^{※1} 水質汚濁防止法に基づき都道府県等に届出された特定施設等に係る届出状況並びに規制事務実施状況等の情報を収集し、毎年、集計を行っているもの。

(2) 構造基準等の遵守義務の創設

ア 改正事項（水濁法第8条第2項、第12条の4、第13条の3）

有害物質使用特定施設等に付帯する配管部の継ぎ目、配管の腐食部や、地下貯蔵施設に付帯する地下配管から漏洩し、地下へ浸透して地下水汚染に至った事例が見られたことから、配管等からの漏洩を確認できる構造とするとともに、地下貯蔵施設等については、有害物質の漏洩を防止できる材質及び構造とすることなどの構造基準等を遵守しなければならないこととした。

また、有害物質使用特定施設等の設置場所の床面の亀裂から地下へ浸透して地下水汚染に至った事例が見られたことから、設置場所の床面は、有害物質の地下浸透を防止できる材質及び構造とすることとした。

さらに、有害物質を含む汚水等が排水溝等から地下に浸透しないよう、排水溝等は有害物質の地下浸透を防止できる材質及び構造とすることとした。

イ 施行状況

都道府県及び水濁法政令市（158 都道府県市。以下「都道府県等」という。）へアンケートを実施し、改正法施行から平成 28 年度末までの有害物質使用特定施設等を設置する事業場の立入状況及び構造基準等の遵守状況を確認した。

調査の結果、立入検査を行った 14,702 事業場のうち 4,366 事業場で構造基準等の不適合が確認された（表 2）。不適合が確認された事業場について、行政指導後の状況を調べたところ、不適合の事業場は 371 事業場まで減少しており、大半の事業場で改善が見られ、構造基準等が遵守されたことが確認された。

また、構造基準等が遵守されていなかった設備等の内訳では、施設の「床面及び周囲」や「使用の方法」に関するものが多く見られた（表 3）。

なお、改正法の施行以降、構造基準等の遵守に関して都道府県等が計画変更命令等、改善命令等、告発を行った例はなかった。

表 2 構造基準等の遵守状況について

立入検査を行った事業場数 ^{※3}	適合	不適合（行政指導を実施した件数）	行政指導後の状況 ^{※4}			
			改善（適合）した事業場	未改善（不適合）の事業場	改善指導中	その他（施設廃止等）
			14,702	10,336	4,366	3,407

※3 平成 24～28 年度に立入り検査を行った事業場数

※4 平成 24～28 年度に不適合について行政指導を実施した事業場の平成 29 年度末時点の状況

表 3 構造基準等が遵守されていなかった設備等

	床面及び周囲	配管	排水溝	地下貯蔵施設	使用の方法	その他
件数 ^{※5}	353	85	61	7	300	49

※5 表 2 で行政指導後、不適合である事業場の件数（複数回答を含む。）

(3) 定期点検義務の創設

ア 改正事項（水濁法第 14 条第 5 項）

有害物質使用特定施設等に付帯する配管等の劣化、破損等による有害物質の漏洩、保管容器の亀裂等からの漏洩、床面の亀裂等からの地下浸透、排水系統の亀裂等からの地下浸透により地下水汚染に至った事例が認められたことから、有害物質使用特定施設等の本体及びそれに付帯する配管等や設置場所の床面の破損状況、排水系統の設備の破損状況、有害物質の漏洩状況、地下浸透の状況等について、定期的に点検し、その結果を記録し、3年間保存しなければならないこととした。また、点検等により異常が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講じなければならないこととした。

イ 施行状況

改正法施行から平成 28 年度末までの立入状況について、都道府県等へアンケートを実施したところ、定期点検の記録及び保存等について、延べ 4,696 事業場で不適合が確認された（表 4）。不適合が確認された事業場について、行政指導後の状況を調査したところ、不適合の事業場は延べ 86 事業場まで減少したが、改善指導が継続されている事業場があることが確認された。

表 4 定期点検の記録及び保存等の不適合について行政指導を行った事業場数

	立入検査を行った事業場数 ^{※6}						
	適合	不適合（行政指導を行った事業場数）	行政指導後の状況 ^{※7}				
			改善（適合）した事業場	未改善（不適合）の事業場	改善指導中	その他（施設廃止等）	
定期点検の未記録 ^{※8}	14,702	10,863	3,839	1,485	79	1,795	480
定期点検の虚偽の記録	14,702	14,693	9	1	0	0	8
定期点検の記録の未保存	14,702	13,854	848	447	7	239	155

^{※6} 平成 24～28 年度に立入り検査を行った事業場数

^{※7} 平成 24～28 年度に不適合について行政指導を実施した事業場の平成 29 年度末時点の状況

^{※8} 定期点検の未実施も含む

定期点検により異常等を確認し、地下水汚染を未然に防止した事例としては、以下の事例があった。

- ・金属製品製造業の電気めっき施設において、地下に設置された配管の屈曲部から漏洩があった。そのため、事業者の対応として応急の措置、その後、地上配管及びトレンチ内配管に変更を行った。

- ・カメラ現像業の現像機において、現像機内部から漏洩があった。そのため、事業者の対応として直ちに雑巾で拭き取り、該当配管を交換した。
- ・電子部品の酸又はアルカリによる表面処理施設において、中継ポンプ槽の底部から漏洩があった。そのため、事業者の対応として汚染土壌の掘削除去、中継ポンプを交換した。

また、平成 28 年度末までに、定期点検の結果の未記録、虚偽又は未保存の記録に関して都道府県等が告発を行った例はなかった。

なお、改正法の施行後に工場・事業場から有害物質を含む水が地下に浸透したことにより生じた地下水汚染事例は 4 件あったが、これらは全て構造基準等の不適合等が原因で発生しており、構造基準等を遵守し、かつ定期点検を適切に実施している事業場の地下水汚染事例は見られなかった。

3. 検討結果

(1) 有害物質使用特定施設等の届出義務の拡大

水濁法施行状況調査の結果をみると、改正法施行前に届出対象ではなく、把握できていなかった施設が新たに届出されることにより、有害物質貯蔵指定施設等を都道府県等が把握することが可能となり、都道府県等において立入検査が計画的に行われていると考えられる。

(2) 構造基準等の遵守義務

構造基準等の遵守については不適合の事業場が多数報告されたものの、計画変更命令や改善命令、告発等に至る前の都道府県等の行政指導により大半の事業場で改善が図られていることから、当該規定は構造基準等の遵守に一定の効果があったと考えられる。

(3) 定期点検義務

告発に至った例はないものの、未記録、虚偽及び未保存の記録が行われた事例があり、都道府県等の指導により改善が図られている。当該規定は、事業者による定期点検の結果の適正な記録及び保存に寄与していると考えられる。

改善に向けて行政指導が継続されている事業場が延べ約 2,000 事業場あり、これらの事業場に対しては、都道府県により立入検査を進め、指導後の改善の状況を把握する必要がある。

構造基準等を遵守し、かつ定期点検を適切に実施している事業場において、地下水汚染は確認されていないことから、改正法は地下水汚染の効果的な未然防止に寄与しているものと考えられる。

以上から、これらの規定の運用は、事業者及び都道府県等による地下水汚染の未然防止の効果的な実施に寄与しているものと考えられ、今後も引き続き施行の状況を注視していくこととする。

関係条文（抜粋）

◎水質汚濁防止法

（特定施設等の設置の届出）

第五条（略）

2（略）

3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
- 四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
- 五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
- 六 その他環境省令で定める事項

（計画変更命令等）

第八条（略）

2 都道府県知事は、第五条の規定による届出があつた場合（同条第二項の規定による届出があつた場合を除く。）又は前条の規定による届出（第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第三項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務）

第十二条の四 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第十三条の三 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第十二条の四の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第十二条の四の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から六月間（当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

(排水の汚染状態の測定等)

第十四条 (略)

2～4 (略)

5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

◎水質汚濁防止法施行規則

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等)

第八条の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。

(施設本体の床面及び周囲の構造等)

第八条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体（第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りでない。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(配管等の構造等)

第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) トレンチの中に設置されていること。

(2) (1) のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 次のいずれにも適合すること。

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(排水溝等の構造等)

第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐

薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(地下貯蔵施設の構造等)

第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。

ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(使用の方法)

第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

(点検事項及び回数)

第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

- 2 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八条の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。
- 3 法第十四条第五項の規定による点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（点検結果の記録及び保存）

第九条の二の三 法第十四条第五項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 点検を行つた有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
 - 二 点検年月日
 - 三 点検の方法及び結果
 - 四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
 - 五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容
- 2 前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。
 - 3 法第十四条第五項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努めるものとする。
 - 一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
 - 二 異常等を確認した年月日
 - 三 異常等の内容
 - 四 異常等を確認した者の氏名
 - 五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容